

経済産業大臣 様

福島県知事

浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業環境影響評価準備書に対する
意見について (通知)

電気事業法第 46 条の 13 の規定に基づき、環境影響評価法第 20 条第 1 項の意見を下記のとおり通知します。

記

1 総括的事項について

- (1) 環境保全措置の検討に当たっては、先行して設置した実証研究事業の 2,000 キロワット風力発電機等の稼働等により得られた知見及び事後調査等の結果を当事業に反映するとともに、準備書段階と異なる環境への影響が予測される場合には、専門家の指摘及び助言を得るなどして、適切かつより有効な環境保全措置を講じることとし、この旨を評価書に記載すること。
- (2) 評価書作成段階で、事業内容を変更する必要がある場合には、変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じることとし、この旨を評価書に記載すること。
- (3) 当事業は過去に事例のない事業であることから、事後調査において今後の環境保全措置の知見となり得る情報を幅広く集積するとともに、必要に応じて長期間にわたるモニタリング調査の実施を検討すること。

2 自然環境について

- (1) バードストライク対策については、実証事業であること、景観上配慮が必要となる対象が近隣に存在しないこと、及び設置する風車が 2 基であることから、設置前に有効な彩色等の対策について専門家の助言を得るなどして、実行可能な最良の環境保全措置を検討すること。
なお、風車ごとにバードストライク対策を変えるなど、その条件の活用を検討すること。
- (2) 「海域に生息する動物」及び「海域に生育する植物」については、定期的なモニタリング調査の実施を検討すること。